

JP-DRP 裁定例検討報告書最新版の修正などについて

1. 可能な範囲で平仄は、揃えるようにしています。裁定からの引用箇所は元の裁定どおりにしていますが、評釈者が引用して「下線部は、評釈者による」としている部分は、元の裁定文と異なる部分があります。
2. 例えば P40 など見て頂くと、「h t t p:」などと英数字 でも全角になっていたたりするのは、そのまま記載しています。
3. 元の裁定文において明らかな誤字等は、(原文ママ) と記載しています。
4. 評釈自体の英数字は Times New Roman の半角に統一しましたが、元裁定の英数字は別のフォントが使用されている箇所があります。
5. 各評釈の **2. 裁定要旨** 中の第三要件の記載を、(3) ドメイン名の不正目的使用から、(3) ドメイン名の不正目的による登録または使用 に変更し統一しました。
6. 「MOBAGE.CO.JP」事件 (JP2012-0002) 裁定例検討報告書 P80～P84 の以下の部分を修正しました。

(元の文)

(d) 本論点についても、別の要件である「不正の目的」に言及した点は不適切であるが、この点はさておき、「造語について登録をした合理的な事情を主張証明すべき」という紛争処理方針において言及のない規範をわざわざ設定する必要があったかは一考を要するようと思われる。権利又は正当な利益の不存在 (紛争処理方針 4 条 a. (ii)) の立証責任が登録者にあることに鑑みれば、本件について同じ結論をとるとしても、端的に、立証不十分とすればよいのではないかと思われる。

(以下修正文/吉川先生による)

(d) 本要件について、別の要件である「不正の目的」に言及した点が不適切であることは上述のとおりであり、結果として、「不正の目的」の推認を打ち破るための「造語について登録をした合理的な事情」という、本要件に関するものというよりも「不正の目的」に関する事情の主張立証を求めている点も不適切であったと言わざるを得ない。

(e) この点、ドメイン名に関する権利又は正当な利益の不存在（紛争処理方針 4 条 a. (ii)）の立証責任は申立人にあるものの、不存在の立証というのは悪魔の証明になりかねないため、申立人が「ドメイン名に関する権利又は正当な利益」として典型的に考えられている事項につきいずれも認められないことを主張立証すれば、今度は、登録者が、紛争処理方針 4 条 c.に例示されるような「ドメイン名に関する権利又は正当な利益」を主張立証しなければならないと理解されている（JP-DRP 研究会「JP-DRP 解説」（2008 年 3 月）、第 21 頁及び第 22 頁）。

(f) 本件は、「ドメイン名に関する権利又は正当な利益」の典型的な事情（登録者の氏名・法人名とドメイン名の一致、ドメイン名と一致する登録者が保有する日本の登録商標が存在、当該ドメイン名に関しての申立人からのライセンスの存在）がない事案であったのであり、登録者は、紛争処理方針 4 条 c.に例示されるような事情を示すことで、「権利又は正当な利益の不存在」へ反証していかなければならなかった（JP-DRP 研究会「JP-DRP 解説」（2008 年 3 月）、第 23 頁及び第 24 頁）。本件について同じ結論をとるとしても、登録者が行った上記主張が、このような文脈においてかかる反証として不十分であったとすべきであった。

7. 「COSMOPOLITAN.JP」事件（JP2015-0004）P124 の以下の記載についての検討

(4) その他

本件では株式会社ハースト婦人画報社が申立人の代理人となっているが、この点は弁護士法の観点等から問題になりうる。なお、手続規則には代理人の資格に関する具体的な定めはなく、この点について明確にしておくことが望ましいと考えられる。

以上